



ケアラー・ヤングケアラーからの相談を電話で受け付けます

かながわケアラー電話相談を新たにスタート

家族や友人等をケアするケアラー・ヤングケアラーを対象に、ケアに関する様々な相談を電話で受け付ける窓口を令和4年6月10日(金曜日)に開設します。

家族のケアのことで困っている、ケアで忙しく仕事との両立に悩んでいる、ケアに関する悩みを聞いてほしい…。どんな相談でも、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

名称	かながわケアラー電話相談
対象	神奈川県内に住んでいるケアラー・ヤングケアラー
相談日・時間	水曜日・金曜日の10時から20時まで 日曜日の10時から16時まで ※ 祝日・休日・12月29日から1月3日を除く 予約不要・匿名での相談
電話番号	045-212-0581
県ホームページ	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html#counseling

◎ ケアラーとは

ケアラーとは、こころやからだに不調がある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。(出典:日本ケアラー連盟)

◎ ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。

(出典:日本ケアラー連盟)

また、18歳以上の若者についても、ヤングケアラーと同様のケアを行っている場合があります。(若者ケアラー)

[参考]

かながわヤングケアラー等相談LINE

ヤングケアラーを主な対象に、LINEでも相談を受け付けています。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html#counseling>)

ケアラー支援ポータルサイト

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>

ヤングケアラーのコーナー

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/young-carer2021.html>

〔SDGsの推進について〕

県では、SDGsの達成にもつなげる取組として、過重な負担が掛かっているケアラーを社会全体で支援する取組を推進してまいります。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、私民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
課長 垣中 電話 045-210-4830
企画グループ 依田 電話 045-210-4835

